

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正  
について

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 11 の項を削り、12 の項を 11 の項とし、13 の項を 12 の項とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（提出理由）

幼児教育・保育の無償化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の条例で定める事務に関する規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。